相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐湯本三函一一四番地、最後の住所福島県いわき市中央台飯野一丁目二四番地の一　被相続人　亡　植頭　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

福島県いわき市平字童子町四番地の一五

相続財産管理人　司法書士　水野　正美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市新宿町六丁目二三番地五七、最後の住所埼玉県川越市新宿町六丁目二三番地五七ライオンズマンション川越第三一三〇七号室　被相続人　亡　福島　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一

相続財産管理人　弁護士　西里　壮史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川一丁目二二番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市西道野辺二番一四一三〇二号　被相続人　亡　遠藤　睦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

千葉県柏市柏六―九―一八柏パークビル五階柏の森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原　崇人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市新庄二一二六番地、最後の住所静岡県牧之原市新庄二〇九八番地二

被相続人　亡　寺田　篤弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

静岡県静岡市駿河区寿町五番一七号　静岡はるひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市大岩町字西郷内八七番地、最後の住所愛知県豊橋市大岩町字西郷内一〇八番地の一　被相続人　亡　小池　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

愛知県豊橋市大国町三五番地

相続財産管理人　中村　成人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区天神橋二丁目四九番地の一、最後の住所大阪市中央区石町一丁目二番一―一一〇六号　被相続人　亡　田原　善江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

大阪市北区西天満二丁目一四番六号センチュリー西天満ビル四階

相続財産管理人弁護士　大西　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市足代新町九番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田五丁目一六番三六号

被相続人　亡　中川　修光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル五階

相続財産管理人　生口　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市花本町宇津木一二一番地、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区彌富町字緑ケ岡七番地の二ヴェルデュール八事一一〇号

被相続人　亡　大岩　勇文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

事務所鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目一五番地一　相続財産管理人　藤田　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区真亀三丁目二五番地、最後の住所広島市安佐北区真亀三丁目一番一―六〇六号　被相続人　亡　川渕　義孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

事務所広島市中区富士見町一六番二〇―二〇三号　相続財産管理人　児谷　修治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区古市二丁目一四一八番地の五、最後の住所広島市安佐南区毘沙門台一丁目一四番六号　被相続人　亡　福山　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

広島市中区西白島町一二番三一号

相続財産管理人　弁護士　小山　雅男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇土市本町六丁目一番地、最後の住所熊本市近見一丁目三番三六号

被相続人　亡　中里　正光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

熊本県玉名市大倉七〇六番地

相続財産管理人　奥村　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市大字猿渡五二七番地二、最後の住所大分市坂ノ市中央五丁目一番二一号

被相続人　亡　今石　和代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月二十日

大分県宇佐市安心院町荘三二一番地の一

相続財産管理人　司法書士　石川　省一

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　松尾　隆正　ワークインフォメーション　熊本市妙体寺町八―四

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年四月二十日

熊本市妙体寺町八―一〇

（旧住所　熊本市妙体寺町八―四）

ワークインフォメーション

代表者　松尾　隆正

任意清算公告

当社は平成二十三年三月三十一日をもって解散し、定款の定めに従って清算することにしましたので、この清算の方法に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月二十日

京都市左京区岡崎円勝寺町九一番地六六

洛東マネージメント合資会社

代表社員　中村　充時